

介護保険制度ができて 20 年間に、介護を受けながら暮らす高齢者の居場所は多種多様になった。厚生労働省の資料「高齢者向け住まい・施設の利用者数」によると、制度発足当初は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の「介護保険 3 施設」が利用者数で上位 3 位を占めていたが、今や、有料老人ホームが特別養護老人ホームに次ぐ勢いである。なかでも、近年、特に増えているのが、サービスが内包されない「住宅型有料老人ホーム」と、2011 年にスタートした「サービス付き高齢者向け住宅」である。いずれも入居者が要介護になったら、介護保険の在宅サービスを外付けで使う点が共通している。こうした「住まい型サービス」が増加した背景には、国が初期から介護保険施設の利用率と介護給付費の相関を示して介護保険料への財政影響を指摘し、制度改革により介護保険施設の伸びを抑えてきたことがある。

本稿は、施設給付は既に介護保険料の押し上げ要因ではなく、むしろ在宅給付が押し上げ要因になっており、その背景には住宅型有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の存在があるのではないか、との問題意識から研究を行った。まず、都市部の保険者における介護保険 3 施設の利用率を独立変数とし、高齢者 1 人当たりの介護給付費を従属変数とする 3 年ごとの単回帰分析を行い、施設利用率と介護給付費の相関がこの 20 年間に薄れてきたことを示した。次に、各都道府県における住宅型有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の割合を独立変数、同一区域内で利用される訪問介護や通所介護の給付費を従属変数とする単回帰分析を行い、正の相関があることを示した。ただし、この分析は、標本数が 47 にとどまり、都道府県によるサービスの利用傾向といった交絡因子が排除されておらず、住まい型サービスが増える前後での比較がない、などの限界がある。とはいえ、公的には都道府県や市町村における数さえ明確でない住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅と介護保険の在宅給付との相関を示唆した意味はあろう。

以上の成果を踏まえて、本稿ではこうした「住まい型サービス」の数やサービス実態に関する実態把握を急ぐことと、質の担保を前提にした高齢者向け施設・住まいのランドデザインを描く必要性を提言する。